



東京都が排出量取引制度を開始

調査研究部 古金 義洋

○4月から東京都がキャップ・アンド・トレード型の排出量取引を開始

4月1日、東京都は都内の一定規模以上の大規模事業所に温暖化ガス排出量の削減義務を課す、キャップ・アンド・トレード型の排出量取引制度を開始した。これは、欧州域内排出量取引制度（EU-ETS、05年開始）や米国の北東部10州で行われている北東部地域温暖化ガス削減プログラム（RGGI、09年開始）と同様、個別企業や工場などに対し排出枠を割り当て、排出量実績との過不足分を有償で取引させる制度だ。

排出枠を割り当てられることで、企業や工場は温暖化ガスの排出実績が枠を超えるとお金を払って排出権を購入せざるをえず、逆に、実績が枠を下回ると余った分を排出量取引市場で売却できる。このため、自然に温暖化ガス削減のために努力しようという意識を高める効果が期待できるわけだ。

今回、東京都が始める排出権取引制度では、排出量削減の対象となる事業所は、燃料や熱、電気の使用量が原油換算で年間1,500キロリットル以上となる工場やオフィスビル、商業・宿泊施設など約1,400か所。都内事業所の1%に満たないが、都内における業務・産業分野への温暖化ガス排出量の4割を占める。

東京都は、08年に策定した「東京都環境基本計画」で、「2020年までに、東京の温暖化ガス排出量を2000年比で25%削減する」ことを定めており、その一環として同年、環境確保条例を改正し、今回の「総量削減義務と排出量取引制度」の導入を決めた。

○2010年～14年度の温暖化ガス排出量を6～8%削減することが必要に

まず、2010年度から14年度までを第1計画期間とし「大幅削減に向けた転換始動期」と位置付けて、この期間で「経営層を含めた削減態勢の確立」、「本格的な省エネ投資の計画化」等を促進させることにしている。さらに、第2計画期間（2015年度から20年度まで）で、より大幅な削減を図ることとした。

第1計画期間である2010～14年度については年平均の排出量を、基準排出量に対し、工場などの施設の場合6%（オフィスビルの場合は冷暖房施設の状況によって6～8%）削減する必要がある。第2計画期間では削減率は基準排出量比17%とさらに厳しくなる。

基準排出量については、02～07年度までの連続する3年間の平均で、各事業所が選ぶことができるが、10年9月末までに都に申請する必要がある、そこで、各事業所の排出可能上限が決定される。

各事業所は毎年度の温暖化ガス排出量実績を都に報告し、また「地球温暖化対策計画書」を作成・公表しながら、高効率なエネルギー消費設備・機器等の導入などによって、排出量削減のための努力を続ける必要がある。排出量実績が排出可能上限を上回った場合には、対象事業所のうち目標以上に削減できた事業所から、あるいは対象事業所でなくとも省エネ対策などによって排出権（クレジット）の認証を得られた中小事業所、都外事業所などから、排出枠を購入することできる。

排出枠の取引は2011年度から開始される。

最終的に2014年度末に目標を達成していればよく、仮に目標が未達成の場合でも整理期間である2015年度中に排出枠を取得し、枠の不足分を補うことができる。

しかし、整理期間中に目標達成ができない場合は、義務履行量×1.3倍の削減義務を課す措置命令が出され、さらに、その措置命令も履行されない場合は、50万円を上限とする罰金と違反事実の公表、都知事が措置命令の不足量を排出量取引で調達しその費用を違反事業所に請求する、といった罰則規定が設けられており、制度の実効性が確保される。

○農業関連ではビニールハウスの空調設備更新等でクレジットが認証されている

一方、08年秋から試行的に実施されている国内排出量取引制度は、政策当局が排出枠を決めるわけではなく、参加企業（経団連の自主行動計画に参加する大企業）が自主的に排出目標を設定し、参加企業同士で排出枠の売買を行うというもの。そのため温暖化ガス削減の実効性は大きくない。他方、これと同時に始まった国内クレジット制度には期待が集まっている。これは中小企業などが温暖化ガス削減につながるような省エネ努力を行った場合に、その見返りに、売却可能なクレジット（排出権）を得られる仕組みだ。クレジットは収入になり、排出削減のために努力しようという意識を高めるためだ。

国内クレジット制度では、今年3月26日現在、累計397件の排出削減事業の申請（うち、国内クレジットとして承認されたものは累計92件）がなされて、特に、今年に入って、計画申請、クレジット認証ともに急増して

いる。1件当たりの年間削減見込量はCO₂換算で約547トン。欧州での1トン当たり排出量価格（3月末現在、約1,600円）を参考にと1件当たり約88万円と小規模だが、クレジット認証は環境配慮の証しになる点が制度の利用を増加させているようだ。

排出削減の方法としては、①重油炊きボイラーをガス炊きの高効率ボイラーに更新する、②空調・照明設備を省エネ型のものに更新する、③空調設備等におけるインバーター制御機器等を導入する、④太陽光発電システムを導入する、など複雑なものではない。

農業関連でも、比較的小規模だが、ビニールハウスのヒートポンプ導入や空調設備の更新などによって、すでに、正式にクレジットとして認証されている例がいくつかある。

温暖化ガス25%削減を標榜する鳩山政権は、地球温暖化対策法案に排出権取引制度の創設なども盛り込み、今国会での法案成立を目指す。鳩山政権の対応はやや冷めてきている感がある。

一方、来年度には、埼玉県でも東京都と同様の排出権取引制度が開始される。約600事業所が対象とされ、罰則がない点など違いがあるが、首都圏の自治体が足並みを揃える公算もある。温暖化ガス削減の動きは着実に広がりとつとあると言える。

農業関連での温暖化ガス削減事業

事業概要	排出削減方法	事業者	認証クレジット量(CO ₂)
バラ農園におけるヒートポンプの導入	空調設備の更新	有限会社メルヘンローズ(大分県)	293トン
同上	同上	有限会社岡松バラ園(徳島県)	154トン
バラ生産用ビニールハウスの空調設備の更新	同上	平郡温室バラ組合(奈良県)	295トン
ブローラー農場における温水・暖房用ボイラーの燃料転換(重油→木質バイオマス)	ボイラーの更新	株式会社アマタケ(岩手県)	372トン
トマト生産用ハウスにおける重油焚き暖房機から電気式高効率園芸用ヒートポンプへの転換	空調設備の更新	下野農業協同組合(栃木県)	166トン

(注)3月26日時点で、クレジットとしてすでに認証されている事業